1　登録番号　第25051号
2　登録年月日　平成28年3月24日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　BARPOETIC
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
BARBRET & BLANC, S.A.
Camino Viejo 205, 30890 Puerto Lumbreras, Murcia, Spain

1　登録番号　第25052号
2　登録年月日　平成28年3月24日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　BARERIN
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
BARBRET & BLANC, S.A.
Camino Viejo 205, 30890 Puerto Lumbreras, Murcia, Spain

1　登録番号　第25089号
2　登録年月日　平成28年3月24日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　久御山三号（くみやまさんごう）
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
中西義晴
京都府久世郡久御山町藤和田馬場崎野41－1

1　登録番号　第25090号
2　登録年月日　平成28年3月24日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　久御山五号（くみやまごごう）
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
中西義晴
京都府久世郡久御山町藤和田馬場崎野41－1

1　登録番号　第25094号
2　登録年月日　平成28年3月24日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　TX683
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
タキイ種苗株式会社
京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地

1　登録番号　第25104号
2　登録年月日　平成28年3月24日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　Sunpetu 1072
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝4丁目17番5号

○農林水産省告示第千四百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年七月七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　兵庫県川西市黒川字口滝谷七（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び川西市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年七月七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　兵庫県宍粟市山崎町段字大谷四三七の一三、四三七の二一

二　指定の目的　水源の涵養（かんよう）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大谷四三七の一三・四三七の二一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年七月七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　愛知県蒲郡市西浦町稲村一の一・二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び蒲郡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年七月七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町津具字上大地畑一一の一一（次の図に示す部分に限る。）、字梨ケ嶽一の三、一の四、一の一八、一の一九、字滝ノ沢三の二一、三の二二、字東山二の一〇一、二の一〇三、二の一〇四、字木戸ケ洞一〇の四二、一〇の四三、字古高山五の四七、神田字老ノ沢一二の五、東納庫字大野山一の九二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上大地畑一一の一一（次の図に示す部分に限る。）、字梨ケ嶽一の三・一の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び設楽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年七月七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　香川県丸亀市綾歌町岡田上字国吉三三一二の一〇（次の図に示す部分に限る。）、三豊市財田町財田上字不老谷三三三三、三三四〇の二〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）